

## 第21期第16回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月20日(水) 14時00分から14時40分  
2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知県共済会館 3階 「藤」  
3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎 章、  
西脇亜紀、川村寛二、百田美知、堀澤 栄(計9名)  
欠席委員 山下慎吾  
署名委員 百田美知、堀澤 栄  
県出席者 水産振興部 松村部長  
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事  
事務局 木村書記長、占部書記

### 4 審議事項

- 第1号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針について  
第2号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置について  
第3号議案 うなぎ稚魚漁業の許可の基準について

### 5 議事内容

木村書記長

定刻となりましたので、ただ今より第16回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名の内、出席委員は9名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

林田会長

それでは、第16回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第16回高知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、先週は利き鮎大会もございまして、委員の皆様も多数出席いただき、私も審査員という大役を仰せ使いまして、最後までお付き合いさせていただきましたが、鮎で全国からたくさん集まられて、グランプリをとられた河川の方が熱い思いで喜ばれていたのは、鮎の価値を改めて感じたイベントでした。

さて、本日は、議案を3件お願いしております。

第1号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第2号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の許

可の基準について」の3つの議題となっております、うなぎ稚魚の知事許可漁業における取扱等についてお諮りをするものでございます。

うなぎ資源につきましては、親ウナギなど内水面の資源を活用、保全していく内水面関係者、シラスウナギを採捕する漁業者、さらにはシラスウナギを種苗として養殖する養鰻業者、それぞれの方々にとって重要な資源であります。それぞれの方々からそれぞれの意見をいただいているところでございまして、許可漁業化に向けて県では、内水面漁業、海面漁業、養鰻事業者、それから取締り機関等の関係者への説明会を計3回、行いますとともに、要望をいただいた漁協には直接出向き、許可方針案等の説明を行ってまいりました。また、8月17日から9月6日までの間、意見公募、いわゆるパブリックコメントを行い、5件のご意見をいただいています。それらのご意見などを踏まえ、今回、許可方針、制限措置、許可の基準の案を作成しております。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、委員の皆様におかれましては、十分なお審議をよろしくお願ひします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

どうかよろしくお願ひいたします。

林田会長

ありがとうございました。

それでは議題に入ります。

第1号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置」について、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」を議題とします。

この3議案について、事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。第1号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第2号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」は内容が一部重複しますので、まとめてご説明をさせていただきます。

それでは資料1をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

5高漁管第591号 高知県内水面漁場管理委員会 会長 林田 千秋様、高知県知事 濱田 省司、「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、漁業の許可方針を策定したいので、貴会の意見を伺います。

まず、資料1の構成につきまして、ご説明いたします。

資料1の2ページが前回報告したうなぎ稚魚漁業許可方針の案からの

変更点、3から18ページがうなぎ稚魚漁業の許可方針の案、19から21ページが許可方針の案と許可の基準についての意見公募結果、22から28ページがシラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行に係る水産庁の技術的助言、29ページがうなぎ稚魚漁業許可スケジュール案となっております。

まず、29ページをご覧ください。中ほどの7月21日に高知県内水面漁場管理委員会に、7月25日に高知海区漁業調整委員会にうなぎ稚魚漁業の許可方針の案と許可の基準について、ご報告させていただきました。その後、8月1日に、内水面、海面、養鰻等の関係者に本委員会で報告させていただいた内容を説明させていただき、ご意見をいただきました。さらに、8月17日から9月6日から許可方針の案と許可の基準の案について意見公募を行っております。この意見公募の結果と回答についてご説明します。

19ページをご覧ください。提出された意見数は5名から5件となっており、3件については同様な意見でありましたので、まとめてご回答することとしています。まず1件目の意見としまして、令和4年度シラスウナギの特別採捕についての意見公募で、「採捕量上限を350kgから増やすこと、採捕時期を延ばすこと」についての意見回答が、「ニホンウナギの資源が取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の採捕量上限と採捕日数を維持する」であり、今回の許可方針の案で採捕量上限を350kgから600.3kgに、漁業時期の期間を80日から約90日に変更することは令和4年度の意見公募の回答と整合性がとれていない。というご意見がありました。また、2件目と3件目の意見も同様で、採捕量上限と採捕期間は、今まで以上に厳しく設定すべきであり、採捕量上限を増やす理由を示して欲しいとのご意見がありました。

ご意見に対する回答としまして、うなぎ資源は4カ国・地域での合意によりうなぎ稚魚の池入れ数を制限することで資源管理されており、日本での池入れは内水面漁業の振興に関する法律に基づき21.7トンで管理されております。令和4年度までは県内養鰻業への種苗の供給という目的に限定し、特別採捕許可を行っていましたが、漁業法の改正により、令和5年度からは4カ国・地域の養鰻業に種苗を供給する許可漁業に制度が大きく変わります。

今回、うなぎ稚魚の許可漁業化に関し、水産庁の技術的助言では、次のことが指摘されています。

- ①国内のうなぎ稚魚の池入れ数量は、内水面振興法に基づき全国的な上限が設定されており、都道府県において採捕数量の上限を定める必要はないこと
- ②これまで、特別採捕の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数

量を下回るほど過度に制限されていることが、正確な採捕数量の報告が行われにくくなること

③合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当でないこと

①で都道府県において採捕数量上限が不要であることが指摘されていますが、県としては、本県河川における漁獲量の激減を踏まえ、県域でもうなぎ資源の管理が必要との認識から知事許可における採捕数量の上限を設定することとしています。ただし、②と③の指摘を踏まえまして、自県のうなぎ稚魚の池入れ上限である 600.3kg を採捕数量の上限としております。

採捕時期については、次のページをご覧ください。うなぎ稚魚の採捕盛期が近年 2～3 月と遅くなる傾向であること、11～12 月はあゆ仔魚が混獲されることから、漁期を遅めに設定することや、養殖用種苗を一定確保するためには、漁期に闇夜の大潮を 3 回入れて効率的な採捕が必要であることから 1 月 1 日から 3 月 31 日としています。

うなぎ資源は、親ウナギを採捕する河川漁業者、シラスウナギを採捕する漁業者、シラスウナギを種苗として養殖する養鰻業者にとって重要な資源となっております。この資源を有効かつ持続的に利用するため、これまで県は関係者の意見を聞いたうえで、特別採捕許可を行ってきました。今回の採捕数量の上限及び採捕期間の設定についても、シラスウナギ採捕の許可漁業化に向けた説明会を計 3 回行うとともに、要望があった漁協に出向き、関係者の意見を丁寧にお聞きした上で設定しております。また、うなぎ資源の保護と適切な利用を目的に内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者等が組織した団体からも、本県の採捕量上限を県内のうなぎ稚魚の池入れ数と同数にする要望もいただいております。

県としましては、許可漁業化に伴い、採捕の条件などを厳格化するとともに、シラスウナギの採捕の厳罰化を踏まえ、採捕数量の適切な管理や悪質な密漁の取締りを強化することで、適切なシラスウナギの採捕、資源管理を行ってまいります。また、シラスウナギの来遊量や河川への定着量などの調査・研究を行い、資源の管理や適切な利用に向けた科学的知見の蓄積を行っていくこととしております。海区漁業調整委員会指示などによる親ウナギの資源保護や、河川環境の整備などを促進し、ウナギ資源の保護が図られ、関係者が持続的にウナギ資源を活用できるよう進めていきたいと考えていることを回答する予定でございます。

次のページをご覧ください。4 件目のご意見については、密漁の取締り強化のために、漁業従事者に写真付きの腕章等を携帯させるべきのご意見がありました。県の回答としましては、水産庁の技術的助言でも「漁業従事者を確認できる写真付き証明書の発行、現場で確認できる腕

章やワッペン、帽子等の着用」を推奨しています。許可方針の案では、漁業従事者にはシラスウナギの採捕に従事するとき、標識（腕章等）を着用することを条件としていますが、その標識が写真付きであることは規定していませんでした。ご意見のとおり、写真付きの標識にすることで、本人確認がしやすくなり、密漁の防止につながると考えられますので、写真付き標識とすることを許可方針に記載したいと考えています。

5件目のご意見については、①は反社会的勢力のこと、②は漁業従事者が自由に売れないこと、③は知事許可漁業に移行する際の説明がないこと、④はうなぎ稚魚漁業が鮎に譲歩されていることについて、ご意見がありました。県の回答としまして、①については許可方針では、許可を受けようとする者、漁業従事者、集出荷する者には暴力団員等でない誓約書を提出していただくこととともに、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づき、排除措置の該当者でないかを確認した上で、許可事務を行うこととしており、暴力団関係者を排除する制度としております。

②については、昨年度までの特別採捕許可では県内の養鰻業への種苗供給を目的にシラスウナギはしらすうなぎ流通センターに一元集荷することになっていました。今回の漁業許可では許可を受ける者に対して、採捕したシラスウナギの販売先に制限を設けていません。ただし、漁業従事者として、シラスウナギを採捕される場合は、その雇い主等である許可を受ける者の指示に従うことになります。

③については許可漁業への移行にあたり、今年度の2月、5月、8月の計3回の関係者への説明会を開催するとともに、要望をいただいた漁協にも出向き、許可方針の案等の説明を行いました。いただいたご意見については、許可方針の案に反映させております。

④については、うなぎ稚魚漁業は、川や海を行き来する鮎やその他の資源に影響しないように、配慮しつつ、海面及び内水面の関係者と調整し、当該漁業の内容を決定していくことが必要となります。意見公募の結果とその回答をご説明させていただきました。

次に2ページをご覧ください。8月の説明会及び意見公募を踏まえ、前回の方針の案から変更した点についてご説明をします。

まず、第5条の操業区域について、前回の報告で、操業区域の基点を整理していることをご説明させていただきました。操業区域は特別採捕許可の区域を踏襲しており、基点を整理し、今回の許可方針に記載しております。操業区域は特別採捕許可から大きく変更したところはありません。操業区域は8から17ページ、操業区域の概略図は参考資料に記載しております。

次に、第7条の報告の義務については、「許可を受けた者が第1項の報

告徴収による報告を正しく行わなかった場合、次年の許可すべき漁業者の公示数を当該者の分減らすものとする」を追加しております。これについては許可を受けた者は、漁業時期の期間ごとの採捕量、集荷量、販売量を決められた期日内に報告することとなっております。この報告徴収は漁業法 176 条第 1 項に基づくものとし、これを違反した者は漁業法 193 条で、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が適用されます。8 月 1 日の第 3 回の説明会では、この罰則より厳しいものにして、報告が適正に行われるようにして欲しいとのご意見がありました。また、令和 5 年 8 月 31 日付けの水産庁からの技術的助言においても、採捕数量を正しく行わなかった者に対して、次年の許可の公示数を減らす等を検討されたいと指摘がありました。ご意見及び水産庁からの技術的助言を踏まえて、許可を受けた者が報告を正しく行わなかった場合、次年の許可すべき漁業者の公示数を当該者の分減らすこととするように、追記します。

第 8 条許可等の申請につきまして、2 つの変更があります。

まず 1 つめは、知事が必要と認める書類に船舶使用承諾書を追記しました。これは、他の漁業許可と同様に、船舶の所有者でない者がうなぎ稚魚漁業の許可を申請する場合に提出していただく書類となります。2 つめは、先ほど意見公募の回答でご説明した、漁業従事者が携帯、着用する標識を写真付きにすることを追記しております。

第 11 条の漁業従事者については、同一操業区域内における同一漁業従事者の名簿重複を禁止することを追記しております。これは、同一操業区域で複数の許可を受けた者に従事してシラスウナギを採捕できる場合、その従事者はどの許可に基づき操業しているかが不明瞭となり、許可の管理や取締まり上支障をきたします。

以上、前回ご報告した許可方針の案からの変更点をご説明させていただきました。

次に第 2 号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置について、ご説明しますので、資料 2 をお手元にご準備ください。

表紙をめくった 1 ページの諮問文を朗読させていただきます。

5 高漁管第 591 号 高知県内水面漁場管理委員会様 高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を定めたいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 5 年 9 月 14 日 高知県知事 濱田 省司

2 から 7 ページまでが制限措置の告示案となっており、操業区域図は参考資料となっております。制限措置の内容は、うなぎ稚魚漁業の許可方針の案の第 5 条に掲げる漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、操業区域ごとの許可すべき漁業者の数、漁業を営む者の資格と

なっております。これらの内容は許可方針の案と同一のものであることから、ご説明を省略させていただきます。

3 ページの右下の許可を申請すべき期間について、ご覧ください。許可申請は令和5年10月6日から同年11月6日としております。以上、制限措置についてのご説明をさせていただきました。

次に第3号議案のうなぎ稚魚漁業の許可の基準について、ご説明しますので、資料3をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

5 高漁管第591号 高知県内水面漁場管理委員会様 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第11条第5項の規定により、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を定めたいので、諮問します。令和5年9月14日 高知県知事 濱田 省司。

2から4ページまでが許可の基準の案となっております。許可をすべき漁業者の数を超える申請があった場合に、この基準により、申請者を順位付けして、許可をする者を決めます。この許可の基準の内容は、他の漁業許可の基準と同様なものとなっております。4月、7月の高知県内水面漁場管理員委員会の報告から変更はありません。優先順位は4ページの別表のとおりで、同一の優先順位により、許可する者が決定できない場合は、最終、その同一順位の者で「くじ」を行い、許可をする者を決めることとなります。以上、許可の基準の案について説明させていただきました。

最後に、スケジュールの案についてご説明します。資料1の29ページ、最後のページをご覧ください。中ほどをご覧ください。9月20日に内水面漁場管理委員会、9月22日に海区調整委員委員会に許可方針、許可基準、制限措置の案を諮問し、答申をいただきましたら、許可方針、許可の基準を策定し、制限措置と申請期間を告示します。先ほどご説明しましたが、申請期間は10月6日から11月6日の32日間を予定しており、10月6日に「うなぎ稚魚漁業の許可申請の手続きに係る説明会」を開催する予定です。審査期間は11月7日から11月27日頃で、12月1日頃には許可を受ける者を決定します。そして、12月1日にうなぎ稚魚（シラスウナギ）が特定水産動植物に指定され、令和6年1月1日からうなぎ稚魚漁業の漁が開始となります。

最後に、これらについては本日、ご答申をいただきましたら、制限措置については県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

以上で第1号議案、第2号議案、第3号議案についての説明を終わります。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

御処野委員

3つの議案ですが、令和何年何月何日からが空白になっており、そこから始まることとなっていますが、期間はどうなりますか。皆さんが一番気になっているところは350キロが600キロになったところだったりしますが、この決まりが続く期間といいますか、1年ごとに見直しが入るのか、決まってしまうと向こう10年は同じなのか教えていただけますでしょうか。

浜渦課長

初めて、しらすうなぎが知事許可漁業になりますので、始まってみたいとどういう形になるのかわからない部分もありますし、合理的な数値を決めるということで、県内の養鰻の数量を上限としています。先日、内水面の組合長会でも説明させていただきましたが、その時にもある組合長さんからは、合理的でなく、科学的な知見に基づいて設定されるべきである。ただ、知見がない中で管理していくには、合理的というのは今最大でできる場所であることは理解できるという話がありました。

今年からは内水面漁業センターではそういった研究も開始しております。そうした知見を積み重ねつつ、制度を運用しながら、改善点や直してもらいたいという意見はでてくると思いますので、そこについては、各内水面、海面、養鰻のご意見を聴いて改善していきたいと考えています。

取扱い方針を今回決めても、来年度、直すところがなければそのまま引き続きいきますが、再度、今年度の漁期を総括をする中でご意見をいただきたいと考えています。

御処野委員

案に反対とかいうことではないんですけど、パブリックコメントの20ページに漁業に携わっている方は、説明会やみんなで意見を交わす場があったので大体理解はしていると思うのですが、あまり漁業に携わらない県民の方々が、もしこれを見た際に、変な誤解をしたり、また、この案が決まった際に、メディアが見出しに350キロが600キロに増えたということ載せてしまうと思います。

結果論として600キロにした方が資源が守られる。県としましては、許可漁業化に伴いから、最後のところ、ご理解のほどよろしく申し上げますのところ本題であって、ただ無闇に250キロ増やした訳ではないので、メディアに載せるときに原稿をチェックする位の勢いでやらないと誤解が生じてしまうのかなと。濱田知事何を考えているのかと言われて

てしまうので、そのあたりをよろしくお願いします。

浜渦課長

ご意見ありがとうございます。先日の組合長会でも大木委員からわかりやすい説明について意見をいただきました。関係者はわかるが、一般の方からみたら規制緩和ではないのかと言われますので、そうでなくて、こうした措置をして、こういう形で管理していく、取締りも強化していくということを、もっとわかりやすい形で県としても広報してほしいというご意見をいただきました。

わかりやすい形を具体的にまだ詰めていませんが、我々の思い、内水面漁業者の思いが県民の方々に伝わるように努力をしたいと考えています。マスコミの記事をチェックするということは行政機関としてできませんので、そこは丁寧に我々の思い、内水面漁業者の思いが伝わるように説明を続けてしていきたいと思います。

川村委員

今回知事許可漁業として高知県の大変な資源シラスウナギを採捕するからには、内水面にちゃんとお返しをするということで、放流や河川環境の整備、魚が昇れる川にする、鮎を含めて川を大事にしていく、両立が一番大事なことだと思います。この方針ではそういったことには触れていませんが、これが一番大事なことだと私は考えております。

採る一方だけでなく、川に還元するということが資源の有効利用と資源保護の両立、これが達成できるよう高知県にはご指導をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの御処野委員の発言ですが、単純に350キロを600キロにということになれば規制緩和になってしまいますが、本音のところは闇に流れていた何トンという数値を、ちゃんと600キロに抑えようというのが本来の道筋と聞いております。そこをマスコミに誤解されないようにきっちりとした説明をお願いしたいと思います。

ここには記載されていませんが、内水面への配慮、資源保護、川を大事にするということをもう少し明確に表に出していただければ、より良い知事許可漁業に移行できると思いますので、そういった方向での検討も今後も検討お願いします。

浜渦課長

先ほど説明したとおり、こういった形というのは決めていませんが、そういった思いが報道されるように努めてまいりたいと考えています。

林田会長

昨年一年かけて、内水面漁連でも揉めましたけど、600キロに上がった。これは数値をみるとあれですけども、養鰻業者の方が川に還元すること、資源守るということに重きをおいていただいたので、皆さん、賛成に

回ってこの数値がでたと思います。かなり苦勞してきたと思いますので  
ご了承をお願いします。

堀澤委員

御処野委員がおっしゃられた、600 キロという数値がこれからどうやって  
利用されていくかの評価があれば教えてください。

浜渦課長

先ほど少しお話させていただきましたが、内水面漁業センターで高知県に  
どれくらいのシラスウナギが来遊してくるのか。そのうち、どれくらい  
川に上って、どれくらい定着するのかという調査を新たに始めまし  
た。

箇所数は少ないですが、手で掬うより大規模な漁具を使って、シラス  
ウナギの来遊量を調べて、その内、どれくらいが川に定着するかという  
のを今後モニタリングしていく。まず、3年間位、やり方が実態を掴め  
るのかということを確認して、その後モニタリングを続けていきたいと  
考えています。その箇所を増やすなり、全体で引き延ばしをするなど  
して、これくらいの来遊量であればこれくらい獲っても資源に影響なく  
増加につながっていくといった数値が、調査を続けることによって見え  
ていくと思います。中々、1年、2年で結果がでるようなものではない  
ので、時間はかかりますが、そういった基礎的な知見を集めていく。ま  
た、以前、奈半利川で、どれくらいのうなぎが生息して、どういう移動  
をするのか、どれくらい成長するのかといった基礎調査を国の委託を受  
けて取り組んでいますので、そういった知見も合わせながら、高知県で  
どれくらいのうなぎが生息し、どれくらい余力があり、それくらいであ  
ればシラスウナギとして獲っても問題ないというところを最終目標に、  
地道な研究にはなりますが取り組んでまいりたいと考えています。その  
中で評価できればというふうに考えております。

堀澤委員

ありがとうございます。科学的な数値はそれにすごく期待しています。  
会長さんがおっしゃったように500の数値を皆さんで合意しましょうと  
いった数値を経済的と言ったら変ですけど、そちらはどうでしょうか。  
要するにみんなが守っていくことに。

浜渦課長

令和7年12月から水産物流通適正化法の対象にシラスウナギが入って  
まいります。これは、シラスウナギを取り扱う業者が全て県に届け出を  
してもらうこととなります。2年後になりますが、それが施行されまし  
たら、届け出を行っていない者がシラスウナギを持っているだけで逮捕  
されるという形となります。そのため、かなり流通が透明化、適正化が  
期待されます。水産庁でバーコードを使って簡単に管理をされると聞き

及んでおります。それが運用されるようになれば不適切な採捕、流通につながるような組織の撲滅につながると考えていますので、そういった部分での評価はできるのかなと考えております。

林田会長

1月1日からの採捕になりますが、私たちもあゆの仔魚の流下が11月、12月に始まりますので、その期間だけはということで1月にしてもらったので、これがまた前倒しにならないように考えておいてください。

あゆのことにに関して、私たちは12月を止めて、1月からにしてくれとお願いして始めるものですので、お願いします。

林田会長

ほかございませんか。

林田会長

ないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

これをもちまして第16回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。委員の皆様ありがとうございました。

本書は、第21期第16回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 百田 美知 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 堀澤 栄 \_\_\_\_\_